

# 一般財団法人 静岡県サッカー協会 表彰規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県サッカー協会（以下「この法人」という。）の発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的とする。

## (対象者)

第2条 この法人が行う表彰の対象者は、次の通りとする。

- (1) この法人の役員
- (2) この法人の支部協会、各種委員会の役員
- (3) この法人に加盟登録しているチーム及びその役員、選手
- (4) 静岡県内で活動している審判員、指導者
- (5) その他この法人の運営に多大な貢献をした者

## (事 由)

第3条 この法人は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等は永年この法人の発展、及び静岡県のサッカーの振興に貢献したとき
- (2) チームは全国大会、国際大会において優勝したとき
- (3) チーム役員および選手は全国大会、国際大会において顕著な成績を残したとき
- (4) 審判員は永年にわたり競技運営に貢献したとき
- (5) 指導者は選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (6) その他前各号に準ずる行為があったとき

## (推薦及び選考)

第4条

- (1) 被表彰者は、会長又は各支部・各委員会によって推薦され、選考委員会の審査を経て、理事会において決定する。
- (2) 選考委員会のメンバーは、会長、副会長1名、専務理事、理事1名、監事1名の5名で構成され、会長が任免する。

## (方 法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。また、表彰状の代わりに記念品を授与することができる。

## (時 期)

第6条 第3条第2項の表彰は年度末に行う。その他の表彰は会長が必要と認めたときに行う。

## (激励金)

第7条 日本サッカー協会が主催する全国大会に出場するチームに下記の激励金を贈呈する。

- (1) サッカー大会 3万円
- (2) フットサル大会 2万円

## (改 正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、平成26年6月9日より施行する。